

令和5年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月7日(金) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
5 番 大場將夫	6 番 山口正則	7 番 白津知範
8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之	10 番 古賀由紹
12 番 山添 明	13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則
15 番 宮崎隆広	16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲
18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太	
4. 欠席委員

4 番 井手創一	11 番 宮崎太享
----------	-----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第35号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第36号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第37号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第38号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第39号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係主査	古舘 祐輔
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	樋田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	池部 克
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室職員	井上 泰貴
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室係長	西島 洋
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	<p>それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号4番井手創一委員、11番宮崎太享委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長より挨拶をお願いいたします。</p>
山崎正廣会長 (議長)	<p>(会長の挨拶)</p> <p>それではただいまより、令和5年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号6番山口正則委員、議席番号7番白津知範委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。</p>
事務局長	<p>それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について9件、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について5件、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第38号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について15件、議案第39号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について1件、計38件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては</p>

議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第35号から第39号までの5議案38件でございます。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,236平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番堤です。7月3日に現地確認を行いました。今事務局のほうから説明がありましたように、問題がないと思っております。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は157平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額家屋移転補償金で、国との損失補償協議書の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を施し、整地し、北側にはコンクリートブロックを新設し、南、東側は既存分を利用し、同時利用地の隣接宅地を通り、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、西側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介

して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。10番の古賀でございます。今月3日の日に東部調査会で現地確認をさせていただきました。2番と実は次の3番も同じ敷地で隣接しております。内容が違うということでそれぞれの議案になってございます。2番の分でございますが、添付資料のほうの5ページを見ていただければと思うんですけども、右下のほうに畑ということでありませうけれども、実際は住宅の庭みたいな感じで、見た目はその周りはずべて宅地になっている、あるいは道路という所がございます。そういうことで今回の転用については、農業上の問題はないということで東部調査会としては確認をしたものでございます。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は115平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行い、整地し、南側はコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の既存道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 東部調査会の古賀でございます。この分については駐車場目的になってございますが、資料の8ページを見ていただきますと、該当する部分、太い黒枠部分の下側が先ほどの2番の案件でございました。ということで、周りは道と宅地ばかりでございますので、農業上、特に問題はないということでございました。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記

載のとおりです。地目は畑1筆、面積は728平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大38センチメートルの盛土を行い、整地し、南側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側の新設集水桝から暗渠を介して南側道路の側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

白津知範委員 7番の白津知範です。7月の3日の日に東部調査会で調査を行いました。場所は、ちょうど〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前ということで、周りはずべて住宅が建っている場所でございます。別に問題はないということでしたので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,428平方メートルです。現況は、休耕地、ハウスの跡となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置

等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、開発行為協議、法定外公共物（水路）占有、改築許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、整地し、南側にはL型擁壁を設置して土留めを行い、東、西側はコンクリートブロックを新設、北側は既存分を利用し、東および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して西側道路側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いしま

す。

白津知範委員 7番の白津です。これも3日の日に東部調査会で調査をいたしました。場所は、これは〇〇〇の真ん中になりますけれども、北側のほうがすべて宅地化になっておりまして、今現在、ハウスがありますけれども、これを撤去して整地するというところでございます。調査会のほうでも問題はないということでしたので、ここに報告をいたします。審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」)
はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。先ほど事務局の説明で、この土地は第1種農地でございますが、その時の許可基準が2番だというふうにおっしゃったように記憶しているんですが、それで本当に間違いないですか。

農地係長 許可の基準は7番と、第1種農地の該当事項が2番に該当しますと言っておりました。許可の基準は7番です。

古賀由紹委員 わかりました。

議長 よろしいですか。はい。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,625平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.67メートルの盛土を行い、整地し、周囲の土羽には法面保護を施し、南側の会社敷地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで地下浸透および越流分は会社敷地との間の既存側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番の吉田です。4日の日に現地調査をいたしまして、ずっとこの〇〇〇〇さんがやっておられますので、隣でもうずっと空いておる土地でございますので、問題なかろうということでした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田6筆、面積は合計で8,038平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、

残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、特にございません。隣接農地等への影響ですが、最大30メートルの盛土を行い、整地し、法面保護を行い、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は新設する貯水池を通り、埋設する北および南側の排水管を通り、西側2か所の既存貯水池を介して既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。事務局説明のとおりですが、周辺

および下側地域に人家などがいないため、何も問題ないだろうという結論に達しました。皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は745平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速や

かに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大32センチメートルの盛土、33センチメートルの切土を施し、整地し、法面保護を行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、南側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

河上和則委員 南部調査会14番河上です。本来井手委員から報告があるはずでしたが、今日欠席ですので、私のほうから報告いたします。7月1日に現地確認をして、問題がないということでありましたので、ここに報告いたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、864平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介し、東側の道路側溝へ流し、汚水も新設する合併浄化槽を介して東側道路側溝へ接続放流させる計画です。なお、計画

図の中に合併浄化槽の位置が記載されておりましたが、東側道路沿いの駐車場横に設置するというで聞いております。

隣接農地所有者、生産組合長及び区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 12番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。場所は、〇〇〇〇〇から〇〇〇〇のほうに行く所になります。〇〇〇〇〇のすぐ隣になるわけでございます。7月4日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。何も問題なからうということになりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集4ページ、議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は169平方メートルです。現況は、庭的な状況になっております。目的は、駐車場および物置です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の28から30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画で、一部農業用倉庫を建築されていたので、始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの切土を行い、整地し、西側は既存コンクリートブロックを利用、南側は既存の植栽を利用し、東側道路から宅地敷地を通り、出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

議長 整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 はい。18番の堤です。7月3日に現地の確認を行いました。〇〇前で何ら問題はないかと思っております。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、畑4筆、面積は合計で9,621平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31ページから33ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、一部着手されてしまっており、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接現況農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番白津です。3日の日に東部調査会で調査を行う予定でしたが、3日の日が大雨ということで、ほかの地区は調査をいたしましたけれども、この〇〇地区は、〇〇と〇〇の境の付近で、土砂崩れ等があつて、ちょっと調査が難しいということで、調査会の時には調査を行えませんでした。それで今日、事務局と会長、副会長、それと私と再度調査に行く予定でしたが、これまた今日午前中、雨がひどくて道が悪いということで、私達直接調査はできませんでした。

れども、昨日事務局のほうが〇〇〇〇〇〇のほうから写真を数枚撮ってきてもらって、昨日調査をしておられます。地元の推進委員さんは、この申請者の方と現地に行って、調査をされております。若干道が悪くて、軽トラックの四駆でやっ
と行くというぐらいの所の、とても環境の悪い所で、植林し
かなかろうということで報告を受けております。それで完全
に私達調査会全員が調査をできておりませんが、一応
事務局の方ともよく相談をした上で、この報告で結果の報告
にしたいと思います。審議のほうをよろしく願いいたしま
す。

議長 事務局のほうから何かありますか。

農地係長 はい。ここはですね、まず6月30日にうちのほうで行っ
てみたんですけど、その時もちょっと入り口がわからんとか
ですね、道の途中がですね、農道が崩れて、自分の土地を道
路に提供せにゃいかんぐらいの所だったものですから、30
日はちょっと断念しました。昨日ちょっと天気が良かったも
のですから、資料図の施設配置図の33ページの下の広い土
地の分をちょっと見させていただきました。もともと〇〇〇
〇だった所はもう荒れてしまってますね、若干木を植えてあ
るような状況は見えました。管理して、たぶんこれから山林
にしていかれるものだろうということで、ここはもう今後農
地として活用できないかなと思いましたので、今回ちょっと
事務局がここを見ておるような状況でありますけど、ちょっ
とこの周囲もですね、植林をされておりますので、もうこの

へんは一带ちょっと管理は難しいのかなと感じております。

以上、補足させていただきます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(山添委員「ちょっとすみません。」) はい。山添委員。

山添明委員 はい。12番の山添です。植林をしていたということですが、何の木を植林してあるかをちょっと教えてください。

農地係長 ○○○の幼木が植わっています。

議長 ○○○と○○の木ね。

農地係長 はい。○○の木もちょっとあってですね。

山添明委員 これからも○○○、○○の木を植えらすつもりですか。

農地係長 そうですね、見積書が出ておりますので。

山添明委員 はい。わかりました。

議長 非常に厳しい状況の中での植林をされているということでございますし、今後、下草払い等をしてしながら植林として認めていただけるように、本人さんがですね、努力をしていただかなければならないというような状況にあるということでございますので、ご了解をいただければというふうに思います。ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,265平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の34ページから36ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成25年頃〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水については雨水のみで、地下浸透および越流分は水路に放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員

7番の白津です。この場所は〇〇〇〇〇側の一番下のへんになりますけれども、転用の目的の所に書いてあるように、平成25年頃に知らずにもう植林をしていて、もう木は直径15センチぐらいに、15センチよりちょっと大きいですがね、そのぐらいになっておりました。知らなかったので、今度申請に出したということですので、調査をいたしましたけれども、仕方なかろうということで同意を得ましたので、ここに報告をいたします。審議をよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は282平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸家住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の37ページから39ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、公共下水道敷地等占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大35センチメートルの盛土を施し、整地し、南側を除く周囲は既存コンクリートブロックを利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側水路へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。これも4日の日に現地調査をいたしまして、周りは宅地と道路だけでして、何も問題ないということでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は367平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の40ページから42ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金及び借入金で、金融機関の預金残高証明および融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設溜桝を介して東側の道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。15番宮崎です。7月4日に現地確認を中部調査会で行ないました。現場は民家点在地であって何も問題がないということに中部調査会ではなりました。皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集7ページの整理番号8番までの8件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書6ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が7件、使用貸借権に関する案件が1件の合計8件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。整理番号1番について補足説明いたします。〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇の農地は、令和5年5月総会の協議報告事項で、隣地の〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇とともに合計2筆4,673平方メートルのあっせんの申出があった農地でございます。あっせん事業による手続きの要件の1つに、農振農用地であることが条件となりますが、3条の申請農地は農振農用地対象外となっています。また、登記地目は雑種地ではありますが、現況は畑であるため、農地法第3条の許可案件となります。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。)」はい。古賀委員。

古賀由紹委員

古賀でございます。先月の総会の中で、農地法第3条許可については対価の記載がない、で、同じく所有権移転の、8

ページになりますが、そちらでは対価の記載があると、これはどう違うんですかというお尋ねをして、その際、事務局からは、6ページの農地法第3条の分については、対価の分について後で確認をしないと、事後確認をしないから、そのとおり記載されるかどうか、実績としてその対価のとおりかどうかわからないから記載しませんという答えだったように私は記憶しています。違っていたらご指摘ください。その上で、今回6ページの1番と、実は8ページ、同じ人なんですね。で、先ほど事務局から話がありましたように、基盤の対象農地ではないので、やむなく3条のほうになっているというふうな趣旨のお話があったように思います。そういうのを考えた時に、対価というのはやっぱりあったほうがいいのかなど。ちょっと聞きましたところ、譲渡人、譲受人連名でこの3条の申請書は出てくるんだそうでございます。そこに対価の分についての記載があるとすれば、双方合意の上で書かれた内容。その内容はここに、ほかの議案と同じように書かれるべきではないかというのが私の主張でございます。その背景にありますのは、実はこれもあつせん事業で無事成約できそうなものになったと、で、そこに関係された、農業委員さん、推進委員さん大変なご苦勞があったんだろうと思います。そういう中で、対価をどうするのかというのは非常に難しいところがあります。そういう時に我々農業委員、推進委員は、ある程度の件数、事例を持っておくというのが有効な手段になるのではないかというのが私の持論でございます。そうい

う観点から、対価についてどうするのか、どうぞ事務局のほうで十分ご検討賜りますように、改めてお願いしたいんですが、今回、この6ページの1番と8ページ、同じでございますので、対価としては同等なのかどうかというのが質問でございます。以上でございます。

農地係・橋本

ご説明いたします。今回この3条申請の1番の対価につきまして、まず回答させていただきます。こちらは8ページのあっせんと合わせまして合計が〇〇〇〇〇となっていて、3条申請のほうとしては、8ページのほうと含まれるというところで、3条申請においては〇〇になります。

事務局長

3条の許可申請についての議案書にはですね、申請書の内容のすべてを議案書に記載するものではなく、ご審議いただく上で必要と思われるものを記載しております。で、対価は両者間で決められた事項でありますので、今回審議していただくのに議案書に記載する必要はないと考えまして、記載はしておりません。以上です。

古賀由紹委員

千差万別だということですね、対価、いろんなその当事者同士の間での話なので、いろんな価格があるんだろうと思います。ただ、あっせんとかですね、そんなことをやっていただく農業委員さん、推進委員さん方ということですね、どういう事例があるのかというのはものすごく多く蓄積されていく必要があるのではないかとというのが私の思いなんです。そういうものに対して、審議に必要ないと局長はおっしゃいました。私は必要だなと思っています。ただ、ほかの

委員さん方にはいや、そがんとはいらんということであるならば、それで納得をいたします。どうぞ会長さん、局長さん、十分ご検討を賜りますようお願いして、この件はそういうことでお願いできればと思うんですけど、よろしゅうございますでしょうか。

事務局長

はい。古賀委員さんの思いは承りました。唐津市としましては、現在はこういった対価は記載しておりませんが、ちょっと他市町の状況とかもですね、参考にさせていただきたいと思いますので、他市町さんにお尋ねをしまして、次回の農業委員会総会の折に、協議事項報告等で報告をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

古賀由紹委員

よろしくお願ひします。

議長

よろしいでしょうか。はい。ほかに皆さんのほうからご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご意見がないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をとりたいと思ひます。

15時35分に再開をしたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

15時25分 休憩

15時35分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 時間がきたようでございますので、会議を再開いたします。
議案集8ページ、議案第38号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番および2番につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 失礼いたします。内容の説明に入ります前に、皆様に初めてお目にかかりますので、ここで自己紹介をさせていただきたいと思います。（新振興係長自己紹介）…。それでは座って失礼いたします。所有権の議案について説明をいたします。
旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものでございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりでございます。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。

古賀由紹委員 古賀でございます。1点確認をさせていただきます。これは1番の分が先ほども出た案件でございますが、譲受人様とそれから今回の農地の所在地は随分離れてあるんですけれども、既存の経営面積からすると、新規就農者ではないかなというふうに思います。新規就農、認定を取られた方がいらっしゃると思うんですが、この方の場合はどうなのかという疑問があります。以上でございます。

振興係長 はい。お答えをいたします。委員さんおっしゃるとおり、この方は新規就農者でございます。この方、住所、〇〇〇となっておりますけれども、現在〇にお住いの農家の方から指導を受けてらっしゃるそうです。〇〇と〇で近いほうでございますけれども、ハウスを建てるための農地を探すということで伺いまして、〇と〇〇ということで、ハウスを建てる場所、条件が一致したために、あっせんが成立したものでございます。なお、将来はこの近くに引っ越しも検討したい、そういったこともおっしゃっているようでございます。以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。(古賀委員「はい。」) はい。ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をしました。次に議案集9ページ、議案第38号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から、議案集11ページの整理番号13番までにつきましては、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

ご説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりでございます。権利の種類は、賃借権の設定が10件、使用貸借権の設定が2件です。面積はすべて足しまして、43,363平方メートルとなっております。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集12ページ、議案第39号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。概要の説明の前に議案差し替えとお詫びをいたします。(訂正内容の詳細)…、差し替え分を配付いたしております。申し訳ございませんでした。それでは内容の説明に入らせていただきます。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものでございます。この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行います集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件につきましては、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。こちらは経過措置によりまして、地域計画が策定されるまでの間は従来どおりの手続きを行うこととなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書

記載のとおりでございます。権利の種類は、賃借権の設定です。面積は合計で4,603平方メートルとなっております。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第35号9件、議案第36号5件、議案第37号8件、議案第38号15件、議案第39号1件、計5議案38件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の皆さん方の慎重なるご審議ありがとうございました。